

令和元年度決算に基づく

## 球磨村財政健全化判断比率および資金不足比率について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は毎年度決算に基づき財政健全化判断比率および資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに住民の皆さんに公表することが義務付けられました。

そこで、本村の令和元年度決算に基づく財政健全化判断比率および資金不足比率を公表します。

### 1. 財政健全化判断比率

令和元年度決算数値をもとに算定した『実質赤字比率』『連結実質赤字比率』『実質公債費比率』『将来負担比率』を公表します。

本村においてはいずれの比率も基準を下回っています。

(単位：%)

	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準	(参考)	
				平成30年度	平成29年度
実質赤字比率	—	15.00	20.00	—	—
連結実質赤字比率	—	20.00	30.00	—	—
実質公債費比率	5.5	25.0	35.0	5.9	6.2
将来負担比率	—	350.0		—	—

※実質赤字および連結実質赤字については実質赤字額がない(黒字)ため「ー(なし)」と表示しています。

※将来負担比率については充当可能財源等が将来負担額を上回ったため「ー(なし)」と表示しています。

### ○実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。財政運営の深刻度を示します。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}} \times 100\%$$

今年度の算定では、実質赤字が△161,432 千円(黒字)であったため、赤字の比率が算出されない結果となりました。

※標準財政規模とは…地方自治体の一般財源(使い道を限定されないお金)の標準的な大きさを示す指標です(R1 標準財政規模 2,181,508 千円)。

## ○連結実質赤字比率

全会計(一般会計、公営事業会計および公営企業会計)を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率です。村全体の財政運営の深刻度を示します。

連結実質赤字額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100\%$$

今年度の算定では、連結実質赤字が△231,358 千円(黒字)であったため、赤字の比率が算定されない結果となりました。

## ○実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3カ年の平均値)です。

$$\frac{(A + B) - (C + D)}{E - D} \times 100\% \text{の過去3年間の平均値}$$

A : 地方債元利償還金(繰上償還額、都市計画税充当額等を除く)

B : 地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」といいます)

C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D : 普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された地方債に係る元利償還に要する経費(算入公債費の額)および準元利償還金に要する経費(参入準公債費)

E : 標準財政規模

実質公債費比率は直近3カ年の平均で算出されます。直近3カ年の比率は、平成29年度が5.8%、平成30年度が5.4%、令和元年度が5.3%となり、今年度の算定では5.5%となりました。これは、分母の(E)標準財政規模のうち、普通交付税と臨時財政対策債発行可能額が減少した一方で、標準税収入額等の増加及び分子の(A)地方債の償還(返済)額が減少したため、比率が下がっています。

## ○将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。将来、財政を圧迫する可能性を示します。

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100\%$$

### 将来負担額内訳

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの見込額

- ニ 当該団体が加入する組合等の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

#### **将来負担額から控除されるもの**

- リ イからへに充当する事ができる地方自治法第241条の基金
- ヌ 特定財源見込額
- ル 地方債現在額等に係る基準財政需要額算入見込額

今年度の算定でも、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、比率が算定されない結果となりました。

## **2. 公営企業の資金不足比率**

令和元年度決算数値をもとに算定した公営企業の『資金不足比率』を公表します。

本村が公営企業として特別会計で運営している簡易水道特別会計については、基準を下回っています。

(単位 : %)

特別会計の名称	令和元年度	経営健全化基準	(参考)	
			平成30年度	平成29年度
簡易水道特別会計	—	20.0	—	—

※資金不足が発生していない(黒字)ため「ー(なし)」と表示しています。

### **○資金不足比率**

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100\%$$

今年度の算定では、資金の不足額が△5,530 千円(黒字)であったため、赤字の比率が算出されない結果となりました。